

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 6 月 28 日

前橋市長 様

提出者 〒100-0005
住 所 東京都千代田区丸の内2-2-2
氏 名 株式会社 日本キャンパック
代表取締役 池田 孝資

電話番号 03-3201-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

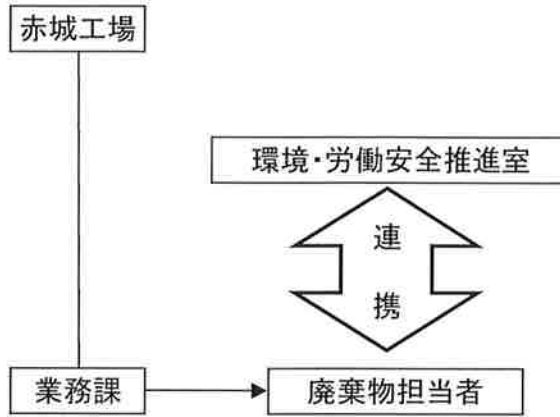
事業場の名称	株式会社 日本キャンパック 赤城工場
事業場の所在地	群馬県前橋市粕川町室沢1171
計画期間	令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：飲料製造業
②事業の規模	13,009千函／年
③従業員数	100人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工場から排出される産業廃棄物の処理工程は以下の通りです。 ・動植物性残渣→焼却・乾燥・発酵→肥料化・バイオマス発電 ・排水汚泥→産廃処理→肥料化 ・廃プラ類→産廃処理→再資源化 ・紙くず→リサイクル業者→再生紙 ・金属くず→リサイクル業者→再生金属

（日本工業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	排出量	2,868 t	1,022 t
	(これまでに実施した取組) 動植物性残渣については、焼却処理による熱回収し群馬工場内で利用、及びバイオマス設備でメタン発酵しガスエンジンによる発電を実施した。また動植物性残渣については熱風による乾燥も行い減量に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	排出量	2,800 t	1,000 t
	(今後実施する予定の取組) 動植物性残渣と汚泥については、焼却炉、乾燥設備およびバイオマス発電の保守点検を徹底し、適正稼働により安定的な処理を行い減量に努め、排出の抑制をする。また新規の乾燥設備の設置を予定している。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の置き場所を設定し、種類及び処理委託先毎の分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の管理を維持し、今後の再利用先等の拡大に伴う分別にも随時対応する。

廃プラスチック類	紙くず	金属くず	
117 t	220 t	41 t	— t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>廃プラスチック類については、適正な分別管理により有価物としての再利用が出来るよう努めている。</p> <p>紙くず(ダンボール)については、適正な分別管理により有価物としての再利用が出来るようにし排出の抑制に努めている。</p> <p>金属くずについては、ドラム缶の再利用に努めている。</p>			

廃プラスチック類	紙くず	金属くず	
110 t	210 t	40 t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>上記取組の継続実施。</p>			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	821 t	— t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	1,711 t	— t
(これまでに実施した取組) 動植物性残渣については、焼却処理による熱回収し群馬工場内で利用、及び熱風による乾燥も行い減量に努めた。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	810 t	— t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	1,600 t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	全処理委託量	1,157 t	1,022 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	1,157 t	1,022 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 再生利用業者への処理委託を継続して行った。		

廃プラスチック類	紙くず	金属くず	
117 t	220 t	41 t	— t
— t	— t	— t	— t
117 t	220 t	41 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(これまでに実施した取組)
再生利用業者への処理委託を継続して行った。

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	全処理委託量	1,100 t	1,000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1,100 t	1,000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生利用業者への処理委託を継続して行う。 また、定期的に委託先の適正処理の状況を現地視察等により確認する。</p>			
※事務処理欄			

廃プラスチック類	紙くず	金属くず	
110 t	210 t	40 t	— t
— t	— t	— t	— t
110 t	210 t	40 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(今後実施する予定の取組)
 再生利用業者への処理委託を継続して行う。
 また、定期的に委託先の適正処理の状況を現地視察等により確認する。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。